

公共事業再評価調書

整理番号 H17 - 2

担当部課名	農林水産部 農村整備課	電話番号	0 1 7 - 7 3 4 - 9 5 4 5
		E - MAIL	noson @ags.pref.aomori.jp

再評価実施要件	未着工	長期継続 () 年	再評価後 (5 年)	その他 ()
---------	-----	------------	-------------	---------

1 事業概要

事業種別	農業農村整備事業		事業主体	県 市町村 その他 ()			
事業名	県営かんがい排水事業		地区名等	相坂川左岸2期	市町村名	十和田市、三沢市、百石町、東北町、下田町、六戸町、七戸町	
事業方法	国庫補助	県単独	財源・負担区分	国 50 %	県 25 %	市町村 10 % その他 15 %	
採択年度	昭和 60 年度 (用地着手 昭和 61 年度 / 工事着手 昭和 61 年度)						
終了予定年度	平成 21 年度 (平成 15 年 1 月 工期変更 当初計画時 平成 17 年度)						
事業目的	<p>本地区農業用水の主水源は奥入瀬川・砂土路川に依存しているが、地域内の農業用水を確保するため、反復水利用の小規模揚水機場が数多く点在し、その維持管理費に多大な経費を要するとともに、代掻き期間が長期にわたるなど、農業経営の合理化が阻害されてきた。</p> <p>本事業では、国営農業水利事業に関連する末端水路の改修を行い、国営事業と一体化した用水システムを整備し、用水の安定供給を図るとともに、ほ場整備等の関連事業と併せて土地基盤を整備し、農業経営の安定と近代化を目指すものである。</p>						
主要内容	区 分		再評価時	再々評価時	増 減		
	用水路工 (1 5 路線)		46,516 m	46,516 m	0 m		
揚水機場工		3 箇所	3 箇所	0 箇所			
事業量及び事業費は増減なし							
事業費	再評価時総事業費 7,868 百万円 (単位:百万円)						
		~ 14年度	15年度	16年度	17年度	小 計	18年度~ 合 計
	計 画	6,030	200	300	260	6,790	1,078 7,868
(うち用地費)	(100)	(2)	(4)	(3)	(109)	(9) (118)	
15年1月変更							
実 績	6,030	200	300	260	6,790	1,078 7,868	
(うち用地費)	(100)	(2)	(4)	(3)	(109)	(9) (118)	

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

(A) . B . C

事業の進捗状況	事業費割合 (うち用地費)		計画全体に対する進捗		年次計画に対する進捗	
			86.3 % [/]		100 % [/]	
			(92.4 %) [/]		(100 %) [/]	
主要工種 毎割合 (事業費)	用水路工 (5,732百万円)	(延長割合)	87.4 %	(延長割合)	100 %	
	揚水機場 (1,221百万円)	(箇所割合)	66.7 %	(箇所割合)	100 %	
説 明	上位計画である国営農業水利事業 (H18年度完了予定) が計画の見直しを行ったことにより、本事業も平成14年度に計画変更を行い、順調に事業が進捗している。平成16年度には同時進行してきた県営相坂川左岸地区 (排水改良) が完了し、本事業も進捗率が約86%に達しており、平成21年度の完了に向けて順調に推移している。					
問題点・解決見込み	小川原湖総合開発計画の淡水化計画の撤回により、小川原湖に新規水源を求めていた国営事業の用水計画の見直しが行われ、それを踏まえた本地区の計画変更が平成14年度に各関係者・関係機関の合意のもとに行われたことから、それ以後の事業の方向性がはっきりと明確化され、平成21年度の完了に向けて着実に推進していく。					
事業効果発現状況	同時進行してきた県営相坂川左岸地区の平成16年度の完了によって本地区の排水対策が確立したことに加え、本地区も用水路工15路線のうち11路線が供用開始し、また揚水機場3箇所のうち2箇所が稼働しており本地区の農業経営の安定化が始まっている。					

(2) 社会経済情勢の変化

(A)・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	<p>[全国の評価]</p> <p>国が平成14年12月3日に公表した「米政策改革大綱」では、地域の実情にあった産地づくりと担い手の育成などが重要な施策として位置づけられており、平成17年3月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」では、担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤の整備や、農業水利施設等の適切な更新・保全管理を効率的・効果的に推進するとされたことから、これらを積極的に推進するためには本事業を活用した農業用排水の適時供給・適時排除のシステムの確立が必要不可欠である。</p>	<p>[県内の評価]</p> <p>本県農業は県経済を支える基幹産業であり、本事業は県が「攻めの農林水産業」で推進しているきれいな水を安定的に供給する水循環システムづくりに資する事業である。さらに、安定的な用水供給を維持する水利施設の保全整備と適正な維持管理体制を確立するとともに、生態系の再生・保全及び水質浄化機能の回復等多面的機能の発揮にも貢献するものである。</p>
	当地区における評価	<p>本事業は三本木原台地における、「米政策改革大綱」と「青森県米づくり改革計画」の実現を目指し、持続的かつ多様な営農を展開していくため、関連する国営農業水利事業や県営ほ場整備事業等と一体となった事業効果の早期発現を図るため、地域の生産基盤整備を積極的に進めている。</p>	
必要性	<p>本地域は恒常的に水不足が生じているほか、用水を反復利用するための小規模揚水機場が数多く点在し、その維持管理に多大な経費を要するなど、農業経営の合理化が阻害されてきた。本事業は国営農業水利事業や県営ほ場整備事業などの関連事業と密接に連携しながら行われており、農業用排水の効率的なコントロールシステムの確立を通して、三本木原台地における農業経営の安定化を図ることが必要である。</p>		(a)・b
適時性	<p>国策である「米政策改革大綱」や県の施策である「青森県米づくり改革計画」を早急に三本木原台地で展開させるため、国営農業水利事業を始め、県営ほ場整備事業などの各関連事業と密接に連携しながら、本事業を実施している。</p> <p>また、地域用水機能増進事業を活用し、本事業の末端水路や旧水路跡地などを利用した水辺環境や景観等に配慮した水路づくりを一体的に整備している。</p>		(a)・b
地元の推進体制等	<p>十和田市他1市5町からなる「相坂川左岸地区推進協議会」が組織され、本事業を円滑に推進する体制が確立しており、地元負担の軽減を図っている。</p>		(a)・b
効率性	<p>農業用水を利用した「せせらぎ親水公園」を設置したことで、地域の住環境の改善と景観や親水に配慮し、農業水利施設の持つ多面的機能が確保されている。</p>		

(3) 費用対効果分析の要因変化

(A)・B・C

区分	主な項目	再評価時	再々評価時	増減
費用項目 (C)	(1) 用水路工	7,076 百万円	6,989 百万円	87 百万円
	(2) 排水路工	7,187 百万円	6,876 百万円	311 百万円
	(3) 揚水機場工	1,453 百万円	1,485 百万円	32 百万円
	(4) 関連事業	43,979 百万円	42,953 百万円	1,026 百万円
	(5)	百万円	百万円	百万円
	総費用	59,695 百万円	58,303 百万円	1,392 百万円
便益項目 (B)	(1) 農業生産向上効果	12,595 百万円	10,519 百万円	2,076 百万円
	(2) 農業経営向上効果	22,973 百万円	22,835 百万円	138 百万円
	(3) 生産基盤保全効果	37,212 百万円	36,990 百万円	222 百万円
	(4) 生活環境整備効果	790 百万円	786 百万円	4 百万円
	(5) 地域資産保全・向上効果	215 百万円	213 百万円	2 百万円
	(6) 景観保全効果	425 百万円	423 百万円	2 百万円
	(7) 廃用損失額	872 百万円	842 百万円	30 百万円
総便益	73,338 百万円	70,924 百万円	2,414 百万円	
B / C		1.23	1.22	
<p>[費用対効果分析手法] (分析手法、根拠マニュアル等)</p> <p>農林水産省構造改善局長通達(土地改良事業における経済効果の測定方法) 費用対効果は、相坂川左岸地区と相坂川左岸2期地区の全体で算出している。</p> <p>[費用対効果分析における特記事項]</p> <p>作物単価の下落にともない農業生産向上効果等が減少したものの、総費用が減となり、B/Cは同水準にある。</p>				

(4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト縮減	<p>【コスト縮減の検討状況】</p> <p>再生砕石等の再生資材を積極的に利用。 整備路線は、極力、公道下または土地改良区所有地内に配置することによる用地買収費の軽減。 などによりコスト縮減を図っている。</p>	(a)・b
代替案	<p>【代替案の検討状況】</p> <p>事業計画の樹立に当たっては、地区の設定、ルートの設定、用排水計画等を総合的に検討し、国営農業水利事業と一体的に計画されていることから、代替案は見当たらない。</p>	(a)・b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A)・B・C

住民ニーズの把握状況	<p>【住民ニーズの把握方法】</p> <p>計画の策定に当り、同意徴収を行っている。 また、事業実施期間中にも地元関係者への説明会等を通じて地元ニーズの把握に努めている。</p>	<p>【住民ニーズ・意見】</p> <p>計画変更時点での受益者の同意率は92.2%(同意者5,776人/資格者6,268人)となっている。</p> <p>用排水路としての機能のほか、地域の雨水の受け入れや消流雪施設として利用が出来るよう、地元住民からも要望されている。</p>	(a)・b		
環境影響への配慮	<p>【地域別環境配慮指針への対応】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>地域区分</td> <td>K5b</td> </tr> </table> <p>(1)対応状況 配慮している 配慮していない</p> <p>(2)対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 水辺への住民のアプローチ空間や散策路など、水辺と触れあえる環境の確保や創出に努めている。 周辺環境に配慮し、県産材(間伐材)を活用した法面保護工を実施している。 切土面及び盛土面には植生を行い、在来種の活用を積極的に進めている。 	地域区分	K5b	<p>【開発事業等における環境配慮指針への対応】</p> <p>(1)対応状況 配慮している 配慮していない</p> <p>(2)対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路型式の選定に当たっては、経済性の検討のほか、地形の改変を最小限に止めるパイプライン工法を採用するなど、地域環境の保全に努めている。 工事で発生した抜根等をチップ化し、他事業の雑草抑制材として有効利用している。 	(a)・b
地域区分	K5b				
地域の立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域 ・振興山村地域 ・野菜指定地域(春夏にんじん、ねぎ、だいこん等) 				

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	継続 計画変更 中止 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
評価理由	本事業は、農業生産性の向上や農業経営の安定化に果たす役割が大きく、国営農業水利事業や県営ほ場整備事業等と連携する事業であり、関係受益者は早期の事業効果の発現と一刻も早い完成を望んでいることから、平成21年度の完成に向けて継続して事業を実施する。
備考	

4 公共事業再評価審議委員会意見

委員会意見	対応方針(案)どおり 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	継続 計画変更 中止 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
附帯意見	
評価理由	